

○浅麓環境施設組合行政手続条例

平成9年4月1日

条例第1号

浅麓環境施設組合行政手続条例については、小諸市における小諸市行政手続条例（平成8年小諸市条例第12号）を準用する。この場合において条例中「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。